

# 東南・南西アジア短信 : 2025年 第30回

2025年12月11日

## 《ミャンマー:クーデター関連》

### 1. ヤンゴンの工業団地、太陽光発電導入を計画

ヤンゴンのシュエピタ郡区内にあるタドゥカン工業団地で、太陽光発電設備の設置が進められている。工業団地の管理委員会は、入居事業者と太陽光発電事業者との間で覚書を交わした。工業団地全体への電力供給を目指して、1年以内の設置を目標に太陽光発電設備の導入をすすめることで合意した。24時間の電力供給を実現するためバッテリーエネルギー貯蔵システム(BESS)の導入も検討されている。現在は現地調査が実施されている段階だ。電力料金を含む詳細については協議が続いている。覚書によると、電気料金は1ユニット(キロワット時)当たり500~600チャット(約24~29円)が想定されているものの、政府規定により最大900チャットになる可能性もあるという。

### 2. 偽求人で若者を拉致、国軍へ引き渡し横行

ヤンゴン地域や東部モン州で、偽の求人広告などに誘い出された若者が拉致され、国軍に引き渡される事例が相次いでいる。ヤンゴンの市民団体「ラングーン・スカウト・ネットワーク(RSN)」や現地住民によると、犯罪集団や国軍派の民兵組織ピュー・ソー・ティー、仲介業者やタクシー運転手らが若者を誘拐し、1人当たり15万~30万チャット(約7,200~1万4,000円)で国軍に引き渡している。主に低所得者層の若者が標的になっているという。手口として、フェイスブックなどに掲載された偽の求人広告や住居あっせん詐欺でおびき出すほか、乗車したタクシーで拉致されたりするという。路上で警官に拘束された若者が金銭を要求され、支払えなかつたために国軍に送られた例も確認されている。事件多発の背景には、国軍が徴兵法の復活後、兵員の確保を急いでいる事情があるとみられる。RSNによると、11月だけで少なくとも30人が拉致、拘束された。同団体の幹部は、夜間や人里離れた地域へ出歩くべきでないと警告。住民に対し国軍の勧誘員の動きに警戒するよう呼び掛けている。

### 3. 輸出企業の強制兌換、見直し示唆=総司令官

ミャンマー軍事政権トップのミン・ウン・フライン国軍総司令官は、輸出企業に義務付けている輸出収入の公定レートでの強制兌換(だかん)比率について、さらなる引き下げの可能性に言及した。ヤンゴンで11月30日に開催されたミャンマー商工会議所連合会(UMFCCI)の年次総会で演説し、これまで兌換比率を段階的に引き下げてきた結果、現在は25%になっていると説明。「今後1~2カ月のうちに、さらに引き下げることが可能だと見ていい」との見解を示した。具体策には触れなかった。また、中央銀行が公表する公定レートを上回る市場レートについて、現在の米ドル売りレートが4,060チャットに達していると指摘。本来は1米ドル=3,800~3,900チャット程度が妥当とした上で、「投機によって価格をつり上げ、利益を得ようとする行為は国と国民の利益を損なう」と強い懸念を示し、関係当局に対して必要な措置を講じるよう指示したと説明した。ミャンマーでは公定レートと市場レートの乖離が続き、外貨不足を背景に実勢レートが急上昇していた。政府が市場の沈静化を図る姿勢をあらためて示した形となる。

## 《一般情報》

### ◎ベトナム

#### 1. 台湾鴻海、ベトナム事業の売上高83%増

台湾のEMS(電子機器の受託製造サービス)世界最大手、鴻海科技集團(フォックスコム)のベトナム事業の今年の売上高は83%増加したが、従業員数は自動化とデジタル化によって20%の増加にとどまった。鴻海傘下

の富士康工業互聯網(フォックスコン・インダストリアル・インターネット=FII、工業富聯)の劉宗昌・輪番制最高経営責任者(CEO)が26日に開催されたスマートファクトリーに関するセミナーで明らかにした。劉氏によると、鴻海は高度な自動化とデジタル化を導入したスマートファクトリーで製品を製造している。高度な自動化により、近年1人当たりの労働生産性が50%余り向上したほか、計画立案やサプライヤーとの連携にデジタルソリューションを導入したことでの在庫日数が35%余り削減できたという。劉氏は自動化とデジタル化によって、新工場が既存工場と同等の業績を達成できると評価した。北部バクニン省のクアンチャウ工業団地にある鴻海のフーギ第2工場は、ベトナムで唯一、世界経済フォーラム(WEF)から「先駆的スマートファクトリー」(ライトハウスファクトリー)として認定されている。

## 2. 縫製工場でスト騒ぎ、中国人上司に抗議

ベトナム北部フート省ダイドン村にあるティエンジエウ社の縫製部門で2日の午後3時半ごろ、労働者約400人が中国人管理者に抗議し、作業を中断する騒ぎがあった。情報を受けたダイドン村人民委員会が仲裁に入り、労働者らは午後5時15分までに業務に戻った。村人民委と村労働組合の幹部が現場に赴いて状況を把握し、会社と労働者のそれぞれの代表と協議した。労働者らには冷静を保つて秩序を乱さないよう促し、会社側と意見の一一致を図るよう働きかけた。村人民委の報告によると、労働者らは中国人生産管理者からたたかれたび罵声を浴びせられ、しつけや侮辱的な発言を受けていたとされる。労働時間や待遇についても、不満を表明したという。会社側は、生産管理者の変更と当事者間の合意形成に向けた具体的な規則の調整を検討すると約束した。ティエンジエウ社2023年4月に操業を開始した。主に靴やサンダルを生産し、従業員は約1,450人。外国人従業員は16人でいずれも中国人。

### ◎カンボジア

#### 1. 縫製産業労働者、77%が女性=報告書

東南アジア諸国連合(ASEAN)は、域内における縫製を含む衣料・履物・旅行用品(GFT)産業の労働者構成を分析した最近の報告で、カンボジアでは2025年10月時点で縫製工場1,608カ所が操業し、約93万人を雇用していると明らかにした。このうち77%が女性だった。ASEAN全体の縫製労働者は約1,300万人。約70%の900万人超が女性だった。国別の女性の割合はラオスが92%で最も高く、ミャンマー(82%)、カンボジア、ベトナム(72%)、フィリピン(71%)などと続いた。カンボジアの衣料品・履物・旅行用品(GFT)産業は同国のフォーマルセクターで最多の労働者を雇用し、国内総生産(GDP)の3分の1超に寄与する。23年の輸出額は100億米ドル(約1兆5,500億円)と、15年の約2倍に拡大した。報告書は、ASEANの縫製産業で女性労働者が直面する問題として、男性との賃金格差や管理職への登用機会の制限、職場での安全確保や医療・社会保障の不足などを挙げた。カンボジアでは約30の経済特区が運営し、うち半数が縫製産業に特化している。政府は22年、27年までを対象に生産性の向上や産業の安定化などを図る「衣料品・履物・旅行用品産業開発戦略」を発表した。同国では独アディダス、米ナイキ、スウェーデンのヘネス・アンド・マウリツ( H&M)などのサプライヤーが工場を運営している。

### ◎インドネシア

#### 1. 衣類などの違法輸入、製造業に打撃=専門家

インドネシアの国営銀行バンク・マンディリ(マンディリ銀)のアナリスト、アミアジ氏は、衣類や電子機器などの違法輸入で国内製造業が大きな打撃を被っているとの見解を示した。対策としては、法執行や規制の強化などが必要と指摘した。アミアジ氏は、安価に販売される違法輸入品が規制を順守して操業する国内製造業者の競争力を押し下げ、雇用の維持にも影響を及ぼしていると指摘。国産品の需要縮小は、税金など政府歳入を減少さ

せると説明した。密輸が横行する要因として、小規模港湾などの監督体制が不十分であること、密輸業者による不正申告、関係当局による汚職などの問題を列挙。煩雑な手続きを避けるために不正輸入に走る場合もあると指摘した。このような問題への対策としては、関係省庁による協力体制や法執行のさらなる強化が必要だと指摘。不正に持ち込まれた物品の押収に加え、密輸ルートの壊滅や関係事業者の資産凍結、輸入許可の永久剥奪(はくだつ)、不正に関与した政府職員への処罰強化が必要だと強調した。違法輸入の産業・社会的リスクについての国民向けの啓もう活動も重要との認識を示した。政府は違法輸入対策の一環でタスクフォースの設置、輸入手続きの簡素化に向けた貿易相令の改正、輸入禁止・制限物品の明確化などを実施している。中央統計局によると、2025年1～8月の中国からの衣料品輸入額は2億5,160万米ドル(約390億円)。一方、中国は同期間のインドネシアへの衣料品輸出額を6億800万米ドルと発表している。差額の背景には、密輸や、輸入業者による過少申告(アンダーインボイス)があるとみられる。

## 2. 経済特区と中国都市の連携、投資誘致の効果

インドネシアは、国内の経済特区など2カ所と中国の都市との連携を強化するプログラム「TCTP(Two Countries Twin Parks)」(両国双園)を通じて、中国からの投資誘致を強化している。アイルランガ調整相(経済担当)は、TCTPの一環として、11月26日に中国福建省福州市と、中ジャワ州のバタン経済特区への投資に関する覚書16件を交わしたと明らかにした。総投資額は36兆4,000億ルピア(約3,418億円)で、福州市が8月に表明した投資額約100億米ドルの約24.3%に相当する。事業内容は鉄鋼生産・輸出、食肉・水産品加工、石炭・縫製品原料・農産品の供給など多岐にわたる。TCTPでは、福建省とリアウ諸島州のビンタン工業団地との連携も計画されている。アイルランガ氏は、同プログラムはインドネシアの資源や労働力、市場規模と、中国の技術力や資金力、製造ノウハウを統合することで、バリューチェーンの強化や持続的な経済成長を後押しすると説明。投資の促進、競争力の向上、雇用創出が期待できるとも述べた。

## 3. 中国系工業団地、鉱物違法持ち出しを否定

インドネシア北マルク州中ハルマヘラ県でニッケル工業団地を運営する中国系インドネシア・ウェダ・ベイ・インダストリアル・パーク(IWIP)は、団地内の専用空港から違法にニッケルを持ち出す動きがあったとする最高検察庁の発表を否定した。最高検察庁のアゲン広報官は、IWIPの空港から北スマラウェシ州マナド行きの航空機にニッケルパウダーや純ニッケルを持ち込もうとしていた中国人を5日に拘束したと発表。この中国人の動きは、森林地域での鉱物の密輸を監督するタスクフォースも把握していたと述べた。IWIPは、8日付声明でこの発表を否定。持ち込もうとしていたのは入居企業が首都ジャカルタの検査施設に送る予定だったアルミナのサンプルだと説明した。ただ、搭乗前のエックス線検査で通過を止められたため、サンプルは現在も空港当局で留め置かれているという。IWIPは、輸送しようとした資材が押収されたり捜査の対象になった事実はない強調。必要書類などが整い次第、輸送の手続きを継続すると述べた。航空規制や地域の安全基準、関係当局の指針に沿った運営を行う方針も示した。IWIPは敷地面積4,027ヘクタール。中国のステンレス大手の青山控股集团、コバルト製品メーカーの浙江華友鈷業、振石集団が設立した共同事業体が運営する。ニッケル採掘と精錬施設は2018年に、専用空港は19年に、それぞれ運営を開始した。

## ◎ラオス

### 1. 南部中核病院の整備、日本が28.65億円供与

日本とラオスの両政府は3日、ラオス南部4県にある中核病院の改修および医療体制強化を支援するための無償資金協力に関する書簡に署名した。供与限度額は28億6,500万円。書簡には小泉勉駐ラオス大使とフォンサムット・アンラワン外務副大臣が署名した。アンラワン氏は、日本政府の長年にわたる支援に謝意を表明した。この

支援では、対象となる病院の建物や医療機器の整備、医療スタッフの能力向上の研修、日本側の保健医療運営の知見の共有などを通じて、住民が地域で高水準の治療を受けられるようとする。対象となる4県はチャンパサック県、サラワン県、セコン県、アタプー県。ラオスでは重篤患者を受け入れる医療機関が首都ビエンチャンに集中し、医療面での地域間格差が課題になっている。日本の外務省の声明によると、今回の支援は、対象地域の病院において緊急の手術・集中治療設備を備えた中央診療棟および必要機材を整備し、南部4県の地域医療システムの強化に寄与することを目的としている。両国は今年、国交樹立70周年を迎えた。両国関係は今年、戦略的パートナーシップから包括的・戦略的パートナーシップに格上げされた。

## ◎インド

### 1. 改正労働法、労組などが全国で抗議

インドの中央労働組合10団体や農業団体、全インド電気技術者連盟(AIPEF)は合同で26日、改正労働法の撤回や最低支持価格(MSP)の保証などを求めて全国規模の抗議活動を実施した。全インド労働組合会議(AITUC)のアマルジート・カウル事務局長によると、国内の500カ所以上の地区で抗議活動が実施され、さまざまな部門の労働者が参加した。労組は、改正労働法を、労働者の権利を否定するものとみなしている。抗議活動を実施した団体はムルム一大統領に宛てた文書の中で、4つの労働関連法は▽ストライキ権を否定している▽労組の登録を困難にする▽労組の登録抹消を容易にする▽調停や裁判の手続きを煩雑にする——などの問題点があると指摘した。政府は11月21日、4つに集約した労働関連法の全てを公布し、ギグワーカーの社会保障の普遍化や法定最低賃金の適用を含む大規模な改革を実施した。

### 2. 新労働法、企業のコスト増必至 管理の透明化、事業見通しに恩恵も

インド政府が11月21日に施行した改正労働法は、企業の運営コストを押し上げる見通しだ。中でも、従業員数が多い企業や契約労働者、就労期間を限った有期雇用労働者を多く採用する企業にとって負担が増えるという。「賃金」の定義が拡大し、社会保障の適用範囲が広がるためだ。一方、改正労働法は労使に関する規制環境を透明化し、企業は長期的な事業計画を立てやすくなるとみられる。インドの法律事務所トライリーガル(Trilegal)のパートナー弁護士、スワルニマ(Swarnima)氏に聞いた。

——改正労働法(2019年賃金法、2020年労使関係法、2020年社会保障法、2020年労働安全衛生法)は従業員数が多い企業や契約労働者の割合が高い企業の運営コストを大幅に増加させる可能性があるか。

企業は運営コストが増加する見通しだ。社会保障拠出の算定基礎となる「賃金」の定義が一元化されたためだ(2019年賃金法)。従来は各種給付の算定基礎となる「賃金」が制度ごとに異なっていたが、改正労働法では「賃金」は基本給および保証された手当(特定の除外項目を除く)を含むと定義された。これにより社会保障拠出の基礎額が拡大し、法定給付額は増えることになる。例えば、退職金は従来、一般に総報酬の30~40%を占める基本給を基礎に計算されていたが、今後はより広い「賃金」定義に基づいて支払われることになる。また、企業が整理解雇や業績運動型の解雇を行う場合、州政府の労働者再技能基金への拠出が義務付けられる(2020年労使関係法)。従業員数が多い企業ほど拠出額は比例して大きくなる。契約労働者に関するコストも上昇する。契約労働者とは、請負業者を通じて企業の業務に従事する者を指し、請負業者が負担する手当などの増加分は企業向けサービス料として転嫁されることになる。

——改正労働法では、時間外労働(残業)に対して2倍の賃金を支払わなければならない(2020年労働安全衛生法)。旧制度と比べて、製造業のコスト構造にどのような影響を及ぼすのか。

時間外労働(1日8時間、週6日を超える就労)は2倍の賃金を支払う必要があるが、製造業におけるコスト構造が大きく変わることはない。従来、工場での時間外労働は原則として禁止されており、行政による特別免除や、適

用除外となる特定の職種のみ認められていた。いずれの場合も、時間外労働には通常の時間当たり賃金の2倍が支払われていた。改正労働法でも、この「2倍賃率」の要件は維持される。一方、時間外労働の禁止は撤廃され、実施には従業員の同意を得ることが必須となる。

——**契約労働者に関して、請負業者が違反した場合、企業の法的責任は増えるのか。**

契約労働者に関して企業に課される義務が強化された。例えば、請負業者が契約労働者に賃金を支払わない場合、企業が責任を負い得るとする従来の規定は引き続き適用される。変更点として、これまで請負業者の責務とされていた福利施設(応急処置室、洗面所、食堂など)の一部が、企業の責務として明確化された(2020年労働安全衛生法)。さらに重要な変更点は、「中核的業務」への契約労働者の従事が原則禁止されたことだ(同法)。中核的業務とは、企業の主要機能、またはその遂行に不可欠な業務を指す。清掃や警備などは中核的業務に該当しないが、製造業における品質検査のように主要業務を直接支える作業は、中核的業務と見なされる可能性がある。このため企業は、現在の契約労働者の配置を再検証し、禁止事項に抵触する業務が含まれていないか確認する必要がある。

——**労働者の定義拡大、社会保障の適用範囲拡大、有期雇用労働者の退職金適格化は外国企業の労働力の柔軟性や法定支払いにどのような影響を与えるのか。**

改正労働法は全体として捉えることが重要だ。新たな法体系が導入されると一般的に不確実性が生じるもの、改正労働法は29の労働法を4つに集約・統合したもので、多くは従来制度の明確化や整理にとどまっている。例えば、「労働者(worker)」の定義は、従来の「労働者(workman)」におおむね沿っている。相違点は、監督的立場で雇用される者の給与基準で、従来は月額1万ルピー(約1万7,300円)以下であれば「労働者(workman)」に該当したが、改正労働法では基準が月額1万8,000ルピーに引き上げられ、「労働者(worker)」の範囲が拡大した点だ(2020年労使関係法)。外国企業では監督的立場の給与がこれを上回ることが多いため、実務への影響は限定的とみられる。改正労働法では、従来の労使関係とは異なる「ギグワーカー」や「プラットフォームワーカー」という概念が導入された(2020年社会保障法)。プラットフォームワーカーには、食事宅配サービスやライドシェアリングサービス(一般ドライバーが自家用車で乗客を有償送迎するサービス)に従事する者などが含まれる。一定規模以上の使用者には、従業員積立基金制度や退職金、出産給付金などの給付が義務付けられ、社会保障が拡充された。これらの負担は主に政府とアグリゲーター(使用者)が担うもので、外国企業への影響は限定的とみられる。一方で、期間雇用労働者が退職金の対象となること(2020年社会保障法)や、「中核的業務」に契約労働者を使用できなくなること(2020年労働安全衛生法)は、企業の運営の柔軟性を損なう可能性がある。同時に、柔軟性を高める変更点もある。工場での労働者の解雇や人員削減を行う場合、従来と同様に州政府の許可が必要だが、その人数要件は100人から300人へ引き上げられ(2020年労使関係法)、規制は緩和された。また、1社に複数の労働組合が存在する際の組合承認枠組みが明確化された点も柔軟性向上につながる。総じていえば、特定の領域ではコスト増や制約が生じるもの、改正労働法全体としては企業の事務手続きの簡素化や規制に関する予見可能性の向上をもたらす内容となっている。

◎**バングラデシュ**

1. **バングラ国内銀の不良債権比率、過去最大に**

バングラデシュ銀行(中央銀行)は26日、2025年9月末時点の国内銀行部門の不良債権(NPL)が6兆4,400億タカ(約8兆2,340億円)だったと明らかにした。過去最大を更新した。NPLは24年末比で86.7%増加し、NPL比率は35.7%に上った。9月末時点の貸付残高は18兆タカだった。NPL比率は3月末時点の24%から35.7%へ急伸した。地元紙は記録的なNPLについて、ノーベル平和賞受賞者のユヌス首席顧問率いる暫定政権下の政情

不安、不確実性のほか、エネルギー危機、高金利、インフレ、低賃金、購買力低下が影響したと指摘した。一方、銀行関係者は、3月にNPLの区分方法を厳格化したことがNPLの急速な増加につながったと指摘する。従来は延滞期間が9カ月超だったが、3カ月超に短縮したこと、NPLに分類される融資が急増したとする見方だ。

## 2. バングラデシュ、債務のわなに直面

バングラデシュ国家歳入庁(NBR)のアブドゥル・ラーマン・カーン長官は8日、税収の対国内総生産(GDP)比が低迷する中で、同国が債務のわなに陥っていると述べた。債務の返済は予算の中で2番目に大きな歳出となっている。首都ダッカで開催されたセミナーで講演したカーン氏は、主に歳入対GDP比の低迷が続いていることが原因で、バングラデシュは徐々に「危険で強制的な依存」に陥りつつあると警告。「われわれは既に債務のわなに陥っており、この事実を認めなければ前進できない」と述べた。カーン氏によると、バングラデシュの税収対GDP比は、過去数年間で10%以上から7%近くに低下した。「財政余地が限られている経済にとって危険な傾向だ」と同氏は述べた。セミナーにはダッカに拠点を置くシンクタンクの政策対話センター(CPD)のフェローで経済学者のムスタフィズール・ラーマン氏も出席し、予算において給与・年金に次いで2番目に大きな歳出はかつて農業・教育だったが、「いまは利払いだ」と述べた。世界銀行が3日に発表した最新の「国際債務報告書」によると、バングラデシュの対外債務は過去5年間で42%増加し、2024年末までに1,044億8,000万米ドル(約16兆2,867億円)に達している。

## 3. 前首相めいの英議員有罪、バングラ裁判所

バングラデシュの裁判所は1日、都市開発計画での区画割り当てを巡る汚職の罪で、ハシナ前首相に禁錮5年、めいの英下院議員シディク氏に禁錮2年の有罪判決をそれぞれ言い渡した。いずれも出廷しなかった。シディク氏はハシナ氏に働きかけ、首都ダッカ郊外の土地を違法に確保させたとされる。シディク氏は判決後、裁判が「欠陥だらけの茶番劇」と非難した。英BBC放送は、シディク氏はロンドンを拠点にしており、服役する可能性は低いと伝えた。ハシナ氏は11月27日、都市開発計画で自身や家族のために土地を確保したとして禁錮21年を言い渡されている。学生デモの激化で昨年8月に首相辞任に追い込まれ、隣国インドで事実上の亡命生活を送っている。デモを巡っては、弾圧で多数を死傷させたとして既に死刑判決も受けている。

## ◎オーストラリア

### 1. 豪の複雑な規制、年数億ドルの損失に=調査

玩具から太陽光パネルの設置に至るまで、複雑な規制がオーストラリア企業とその顧客に年間で数億豪ドルの損失をもたらしている——。クイーンズランド大学のメネゼス経済学教授が行った調査で指摘されている。現状を変えなければ、生産性の向上と温室効果ガスの削減に向けた取り組みが阻害されるという。産業規格の制定を行うスタンダーズ・オーストラリア(SA)は、鉱業から建設業に至るまで各分野の製品やサービスに関する規則や規制を定めており、企業や業者、個人に対し、これらの規則や規制へのアクセス権を販売している。財務省のリサーチの一環としてメネゼス教授が行った調査によると、屋根に太陽光パネルを設置するためには、業者は避雷や電気配線などを含む6つの規制にアクセスしなければならず、合計で最大1,700豪ドル(約17万円)の費用がかかるという。同教授はSAが規制へのアクセスを有料化する理由がないと指摘。重複が多い規制に固執すれば、消費者はクリーンテクノロジーにより多くの費用を支払い、より長い時間待つことになり、企業は投資をためらい、気候変動対策目標はさらに達成不可能なものになると警告している。政府の生産性委員会は、オーストラリアの各種規格を国際規格に合わせることを検討。中間報告書では、これにより年間で19億~38億豪ドルの経済的利益がもたらされる可能性があると指摘されている。

## 2. 中国企業の豪エネ小売買収、FIRBが阻止

中国の北京能源国際控股(Beijing Energy International Holding)によるオーストラリアのTPCコンソリデーテッドの買収案が外資審議委員会(FIRB)の承認を得られない状況が続いていることから、TPCは取引が破談になる可能性があると懸念を示している。TPCは、電力・ガス小売り大手CovaUを傘下に持つ。TPCは昨年3月、北京能源による1億豪ドル(約102億円)の買収案に合意していた。だが北京能源はTPCに対し、11月28日の期限までにFIRBの承認が得られなかつたと伝えたという。期限までに承認が得られない場合、いずれかの企業が相手方に書面で通知し、5営業日以内に売却手続きの進め方について合意に至らなければ、取引は破談になる可能性がある。北京能源はFIRBから期限の延長が認められ、協議が継続しているとTPCに説明し、TPCもこれを受け入れたという。北京能源が提案した買収計画がFIRBの承認が得られずに頓挫するのは今年に入って2回目。AFRは4月、英エネルギー大手BPが北京能源にオーストラリア国内の太陽光発電所5カ所を売却する手続きを進めていたが、FIRBの承認が得られずに破談となつたと報じている。

## 3. 豪H&M苦戦、賃金未払い分引当金も打撃

スウェーデン衣料品大手H&Mのオーストラリア部門は、近年の業績低迷に加え、最大1,500人の従業員に対する賃金未払いの申し立てを受け、補填(ほてん)に備え3,490万豪ドル(約35億7,800万円)の引当金を計上するなど、財務面で苦境が続いている。未払い問題は労使問題監視機関フェアワーク・オンブズマン(FWO)が調査を開始しており、調査対象期間は最大9年に及ぶ可能性がある。一方、H&Mも外部専門家に依頼して未払い額の精査を行っている。同社は7月にすでに第1回の支払いを実施し、現在は第2回の支払いに向け作業を進めている。同社のオーストラリア部門の店舗数はピーク時の約50店から34店に縮小し、昨年度(2023/24年度、11月期)の売上高は3億4,000万豪ドルと前年度比4.1%減に落ち込んでいた。ただ、利益は356万5,000豪ドルの赤字から、182万豪ドルの小幅黒字に転じている。同社は、低迷の背景にはオーストラリア経済の停滞があるとしている。近年は地場百貨店の攻勢や、H&M同様に手頃な価格帯で展開する、複合企業ウェスファーマーズ傘下のKマートやターゲットの台頭で、競争は一段と激化している。地場アクティブウェアブランドのLSKDは、ブラックフライデーセール開始1時間で1,000万豪ドルの売上高を記録したと発表した。同社のウェブサイトにはセール初日だけで37万5,000人が殺到し、ピーク時には毎分2,500人が会計を行う盛況ぶりだった。通常はほぼ値引きされない商品を最大70%オフで提供したことが奏功した。急増する注文に対応するため、同社はウェブサイトの処理能力を強化し、配送センター要員を200人増員。これにより、配送遅延は昨年の15日から4日へと大幅に短縮されたという。注文は太平洋地域からの比率が高く、同社は国際市場での成長が顕著だったと強調している。

以上